

鹿児島市健康づくり推進市民会議後援名義に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿児島市健康づくり推進市民会議（以下「市民会議」という。）の会員等が実施する健康づくり事業に対し、後援名義の使用承認を行い、市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

(対象団体及び事業)

第2条 使用承認の対象となる団体は、市民会議の会員又は会員が推薦するものとする。

2 使用承認の対象となる事業は、後援名義の使用が市民会議の目的に寄与すると認められるものとする。ただし、次に掲げる事項に該当するものを除く。

- (1) 公序良俗に反するものや社会的な非難を受けるおそれのあるもの
- (2) 宗教的又は政治的色彩を有しているもの
- (3) 私的な利益を目的としているもの
- (4) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員の統制下にあるなどの団体が主催するもの
- (5) その他後援名義の使用が適当でないもの

(使用承認の申請手続)

第3条 後援名義の使用承認を受けようとするものは、行事の後援承認願（様式第1）に暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第1の2）、行事の概要が分かる書類（行事計画書、予算書等）を添えて、原則として、使用承認を受けようとする事業の開始前1月前までに、市民会議の会長に申請するものとする。

(承認条件)

第4条 後援名義の使用承認に当たっての条件は、以下のとおりとする。

- (1) 当該行事の管理運営については、市民会議は関与しないものとする。
- (2) 市民会議は、経費の負担及び労務の提供は行わないものとする。
- (3) 万一、当該行事中に災害、事故、病人等が発生した場合についても、市民会議は責任を負わないものとする。
- (4) 当該行事の日程、その他重要な事項の変更については、速やかに報告するものとする。
- (5) 当該行事の実施に伴い、市民会議に大きな影響を与えると思われる事項については、事前に報告するものとする。
- (6) 後援することにふさわしくない行為があったときは、この承認を取り消すことがある。

(使用承認の通知)

第5条 後援名義の使用承認は、行事の後援承認通知書（様式第2）により通知する。

(庶務)

第6条 使用承認にかかる庶務は、鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部健康総務課において行う。

(委任)

第7条 後援名義の使用承認に関する必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成14年7月5日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

鹿児島市健康づくり推進市民会議会長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者

行事の後援承認願

次のとおり行事を開催しますので、後援の承認を願います。
なお、承認条件につきましては、これを遵守します。

- 1 行事名
- 2 期日または期間
- 3 場 所
- 4 行事の趣旨及び内容
- 5 後援を必要とする理由
- 6 主催者名
- 7 共催者名
- 8 後援者名
- 9 入場料の有無及びその額
- 10 その他参考事項

様式第1の2（第3条関係）

年 月 日

鹿児島市健康づくり推進市民会議会長 殿

申請者 所在地

名 称

代表者

暴力団排除に関する誓約・同意書

鹿児島市健康づくり推進市民会議後援名義に関する要領第2条第2項第4号に規定する下記のいずれが主催するものにも該当しないことを誓約します。

また、下記の該当の有無を確認するために、鹿児島市健康づくり推進市民会議から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

記

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 役員等が同条第2号に規定する暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

以上

第 号
年 月 日

様

鹿児島市健康づくり推進市民会議
会長

行事の後援承認通知書

年 月 日付け行事の後援承認願については、次の条件を付して承認します。

記

1 行事の名称

2 承認条件

- (1) 当該行事の管理運営については、鹿児島市健康づくり推進市民会議（以下「市民会議」という。）は関与しないものとする。
- (2) 市民会議は、経費の負担及び労務の提供は行わないものとする。
- (3) 万一、当該行事中に災害、事故、病人等が発生した場合についても市民会議は責任を負わないものとする。
- (4) 当該行事の日程、その他重要な事項の変更については、速やかに報告するものとする。
- (5) 当該行事の実施に伴い、市民会議に大きな影響を与えると思われる事項については、事前に報告するものとする。
- (6) 後援することにふさわしくない行為があったときは、この承認を取り消すことがある。